

池田町空き家改修定住促進事業費補助金について

総務部企画課

池田町への定住を目的とした町内の空き家の改修工事費用に対して、上限 30 万円（宮地地区であれば上限 45 万円）を補助し、空き家改修補助金を受ける子育て世帯の内、18 歳以下の子ども 1 人に対して 2 万円を加算し支給します。

また宮地地区にあつては、新築による家屋を取得する場合にあつても、居住する子育て世帯の内、18 歳以下の子ども 1 人に対して 2 万円を支給します。

（1）対象者

- ・町内の空き家（※1）を取得して5年以上居住する予定の者で、単身者でない者。
- ・世帯全員が、空き家の所有者と2親等以内の親族でない者。

※1：池田町内に個人が居住を目的として建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地のうち、町が空き家の実態調査等で把握している物件をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。

（2）補助金の内容

補助金の種類	補助金額、補助金限度額
空き家改修補助金	1世帯につき上限30万。（宮地地区については、1世帯につき上限45万円。）
子育て加算額	空き家改修補助金限度額に18歳以下（交付申請日において、同一世帯に住民基本台帳に記録された18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）1人につき2万円の加算。
子育て定住補助金	宮地地区での新築住宅の取得について、18歳以下（交付申請日において、同一世帯に住民基本台帳に記録された18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）1人につき2万円。

（3）改修工事は原則、町内建築業者が施工すること。

（4）空き家の取得又は当該住所に住民登録後6ヶ月以内に改修を実施すること。

(5) 交付対象外の工事

交付対象とならない工事
住宅改修を伴わない取り壊しのみの工事、廃棄料
店舗、事務所等との併用住宅での住宅改修を伴わない住宅部分以外の工事
マンション等の集合住宅の専用部分以外の工事
車庫、物置、倉庫等の増設、改修工事
造園、門扉、塀、フェンス、シャッター等の外構工事
ベランダ、ウッドデッキ、テラス、サンルームの設置工事
下水道、合併浄化槽への切替、接続のみの工事
宅外のみ配管工事
ハウスクリーニング、防虫、殺虫処理料
土地の造成に係る工事（切土、盛土）
公共工事の施工に伴う補償の対象工事
国・県・町からの補助等を受けている工事

○問い合わせ先

池田町役場総務部企画課 地方創生推進係

住所：〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468-1

電話：0585-45-3111（代）（内線 241・242）

FAX：0585-45-8314